

第3回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川 良光は、令和2年8月25日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第3回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

| 議席 番号 | 氏 名 | 議席 番号 | 氏 名 | 議席 番号 | 氏 名 |
|----------|-------|----------|-------|----------|------|
| 1 | 小山 勉 | 2 | 桐生さとみ | 3 | 石橋孝雄 |
| 4 | 藤生正浩 | 5 | 清水 茂 | 6 | 岡村奏一 |
| 7 | 本島一喜 | 8 | 柏瀬正雄 | 9 | 三田照子 |
| 10 | 星野雅彦 | 11 | 森山正和 | 12 | 河内義昭 |
| 13 | 長谷川良光 | 14 | 赤坂安一 | 15 | 遠藤茂太 |

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、青木芳光、長竹武男、鶴田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄
関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、萩原晴夫、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、
山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 川田和之、主幹 日下部純、主査 齋藤玲子、主査 本田未央子

1 書記は、次のとおりである。

主査 齋藤玲子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

| | |
|----|---|
| 局長 | <p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名全員であります。 推進委員の出席は19名です。 なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により 担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。 本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について 日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決 処理について 日程第3 議案第1号から議案第3号について 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 議案第3号 足利農業振興地域整備計画の変更(案)に係る市長からの</p> |
|----|---|

協議について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第3回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時34分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

2番 桐生さとみ委員、12番 河内義昭委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。それでは1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が4件、筆数が4筆、面積が2,280㎡となっております。続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が24件、筆数が49筆、面積が13,977.65㎡となっております。

合計いたしまして件数が28件、筆数が53筆、面積が16,257.65㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから9ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の10ページをお開きください。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

8月の申請件数は17件、うち太陽光発電が13件、一般住宅が2件、一般

住宅敷地拡張が1件、樹木育苗用地が1件となりました。それでは、説明に入ります。

1番、申請地は月谷町地内の田、1,993㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル384枚を625.92㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。なお、1番のほかに6番から11番までが、関連する申請となっています。

議案書42ページをご覧ください。1番を含めまして全部で7件の申請、筆数は8筆、合計9,458㎡となっています。なお、この地域は土石流の警戒区域となっているため、7件とも市再生エネルギー条例の許可案件であり、農地転用申請時には、条例を所管する都市計画課との事前協議が終了しています。

議案書の35ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が36ページから42ページに載せてありますので、ご覧ください。なお、事務局による事前調査を8月11日に実施しており、その時の写真はご覧のとおりです。(スクリーンに投影)

議案書の10ページにお戻りください。

2番、申請地は松田町地内の田、714㎡ほか5筆、計3,963㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル1,440枚を2,356.7㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

なお、この地域も土石流の警戒区域となっているため、市再生エネルギー条例の許可案件であり、農地転用申請時には、条例を所管する都市計画課との事前協議が終了しています。

また、申請面積が3,000㎡を超えますので、農地法の規定に基づき、県の常設審議委員会に上程する案件となります。

議案書の43ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が44ページから51ページに載せてありますので、ご覧ください。

なお、事務局による事前調査時の写真はご覧のとおりです。(スクリーンに投影)

議案書10ページにお戻りください。

3番、申請地は上渋垂町地内の田、781㎡ほか1筆、計1,762㎡です。施設の概要は樹木育苗用地で、ヤシの木を生育し販売するための用地と、搬出

入車両置場を設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

なお、このように植木を肥培管理する場合は、農家が行う場合は農地転用の許可は不要となりますが、申請人は農家ではありませんので、転用での対応となりました。

議案書の52ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が53ページから60ページに載せてありますので、ご覧ください。

また、事務局による事前調査時の様子はご覧のとおりです。(スクリーンに投影)

続きまして、議案書11ページをお開きください。

4番、申請地は利保町地内の畑、現況は宅地、212㎡です。施設の概要は一般住宅敷地拡張で、転用目的は、駐車場用地の確保と、既存住宅が申請地に越境しているため、その是正となります。契約内容は、使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条14号 自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

なお、隣接する既存宅地3筆と一体利用し、譲渡人は妻、譲受人は夫です。

続きまして、議案書の61ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

では、議案書11ページにお戻りください。

5番、申請地は月谷町地内の畑、1,130㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル528枚を648.43㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。また、既存宅地3筆と一体利用する計画となっております。

また、この地域も土石流の警戒区域となっているため、市再生エネルギー条例の許可案件であり、農地転用申請時には、条例を所管する都市計画課との事前協議が終了しています。

議案書の62ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

なお、事務局による事前調査時の様子はご覧のとおりです。(スクリーンに投影)

では、議案書11ページにお戻りください。

6番、申請地は月谷町地内の田、1, 517㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル256枚を417.28㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

議案書の63ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

続いて、7番です。議案書11ページにお戻りください。

7番、申請地は月谷町地内の田、1, 213㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル252枚を410.76㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

議案書の64ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

続いて、8番です。議案書11ページにお戻りください。

8番、申請地は月谷町地内の田、1, 150㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル288枚を469.44㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

では、議案書の65ページをご覧ください。8番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

続いて、9番です。議案書12ページをお開きください。

9番、申請地は月谷町地内の田、1, 368㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル328枚を534.64㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

議案書の66ページをご覧ください。9番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

続いて、10番です。議案書12ページにお戻りください。

10番、申請地は月谷町地内の田、952㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル256枚を417.28㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

議案書67ページをご覧ください。10番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

続いて、11番です。議案書12ページにお戻りください。

11番、申請地は月谷町地内の田、776㎡ほか1筆、計1,265㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル252枚を410.76㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。議案書の68ページをご覧ください。11番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

続いて、12番です。議案書12ページにお戻りください。

12番、申請地は名草下町地内の畑、456㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積107.65㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号 基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の69ページをご覧ください。12番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

続いて、13番です。議案書12ページにお戻りください。

13番、申請地は松田町地内の田、1,193㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル356枚を850㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。議案書の70ページをご覧ください。13番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子は、ご覧のとおりです。(スクリーン投影)

続いて、14番です。議案書13ページをお開きください。

14番、申請地は松田町地内の田、1,717㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル356枚を850㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。議案書の71ページをご覧ください。14番の調査書となっております。調査書は各項目とも適

正なものと判断されております。

続いて、15番です。議案書13ページにお戻りください。

15番、申請地は松田町地内の田、932㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル444枚を545.27㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。また、この地域は土石流の警戒区域となっているため、市再生エネルギー条例の許可案件であり、農地転用申請時には、条例を所管する都市計画課との事前協議が終了しています。議案書の72ページをご覧ください。15番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。なお、事務局による事前調査時の様子をご覧ください。(スクリーンに投影)

続いて、16番です。議案書13ページにお戻りください。

16番、申請地は板倉町地内の田、1,171㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル300枚を510㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。議案書の73ページをご覧ください。16番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地調査の際の様子は、ご覧ください。(スクリーン投影)

では最後になります。17番です。議案書13ページにお戻りください。

17番、申請地は百頭町地内の畑、291㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積177.82㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号 基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2、農業の振興に資する施設 住宅です。なお、既存宅地2筆と一体利用する計画です。

続きまして、議案書の74ページをご覧ください。17番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧ください。(スクリーン投影)

以上、5条許可申請17件です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

9番 三田委員。

9番

9番 三田です。

実情調査の結果を報告いたします。資料の36ページをご覧ください。

調査年月日は令和2年8月17日、月曜日、午前8時30分から、調査班は

遠藤委員を班長といたしまして、柏瀬委員、星野職務代理、長谷川会長、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請代理人の出席のもと聞き取り調査を行いました。本件は、鹿沼市に本社を置き、群馬県太田市で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大のために申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。日当たりが良く、設置工事と維持管理を委託する企業の太陽光事業地に近いため、当該申請地を適地としました。

なお、当該申請のほかに、隣接農地7筆を合わせ、合計7件の申請となっています。すべて50キロワット未満の低圧ですが、申請面積に、198㎡から1,041㎡の差が生じています。この理由は、土地が不整形で、かつ、申請地内に公図にない複数の畦畔が存在しており、これを生かしてパネルを設置することから、必要な面積が大きくなってしまい、とのことでした。

転用にかかる費用はすべて自己資金で賄い、売電単価は税抜き24円です。7件とも土砂災害警戒区域のため、市再生エネルギー条例に基づき、申請地の境界沿いに堰堤を設け、それぞれの申請地内で雨水を飲み込めるようにします。堰堤の法面は、30度以下の勾配とするため、法面の砂利が水路に落ちる心配はなく、万が一、こぼれ落ちた場合は、堀さらいなどすぐに対応したいとのことでした。また、7件の申請地に挟まれた市の水路などの官地は、払下げをせず、そのまま残すため、申請人に草刈りをお願いしたところ、了承を得ました。

申請地は、東側は田、北側は市道、西側は宅地および田、南側は宅地および田となっています。転用によって進入できなくなる農地はなく、パネルの高さも1.8mであり、周辺農地への影響はないと考えます。

結論として、申請地は、月谷町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて、2番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

8番 柏瀬委員。

8番 柏瀬です。

実情調査の結果を報告いたします。資料の44ページをご覧ください。

調査年月日、調査班については、議案番号1番と同じです。また、調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。本件は、首都圏を中心に全国で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大のために、申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。事業の採算性を考慮すると50キロワットを超える高圧の発電量が必要で、日当たりが良く、周辺に住宅が少ないなどの条件を満たす土地として、約4,000㎡の申請地が適地だったとのことでした。

転用にかかる費用は、すべて自己資金で賄い、売電単価は税抜き18円、年間約1千万円の売電収入となり、5年目には収支がプラスになる計画です。当該申請地は、土砂災害警戒区域のため、市の再生エネルギー条例に基づき、周囲に堰堤を設けるとともに、浸透槽などを設置し、申請地内で雨水を飲み込めるようにします。申請地の北側は、境界と河川が近接していますが、堰堤の内側にフェンスを張るため、河川管理の際にも人の行き交いができるようになっています。また、フェンスの外側の境界までは、事業地として草刈りを行うとのことでした。事業区域内の官地は、すべて払下げを済ませており、一部の市の水路は、付け替え工事も終了しました。周辺住民への説明については、地元自治会の全世帯へ事業概要書を回覧して対応し、特に意見はなかったとのことでした。申請地は、東側は田、北側は田および河川、西側は河川、南側は田となっています。転用によって進入できなくなる農地はなく、周辺農地への影響はないと考えます。結論として、申請地は、松田町北部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

当日立ち会いをされた湯澤推進委員、ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員として意見等ございますか。

湯澤推進委員

当日お話したとおり、意見はありません。

議長

ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第1号 2番はそのように決定いたしました。

続いて、3番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

15番 遠藤委員。

15番

15番 遠藤です。実情調査の結果を報告いたします。資料の53ページをご覧ください。

調査年月日、調査班については、議案番号1番と同じです。また、調査対象、

契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請代理人の出席のもと聞き取り調査を行いました。本件は、本市において太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大のために、申請地を譲り受け、樹木育苗用地として利用したいというものです。国道50号に近く搬出入がしやすいこと、日当たりが良いことなどから、申請地を適地としました。ヤシの木は、台湾の専門業者から、1回、30本を単位に仕入れ、最大5mの木が定植できる規模として申請面積が必要とのことでした。栃木県を含む関東近県は海がないために、一般住宅における観賞用庭木としてヤシの木の需要が高い、とのことでした。生育指導は、仕入先である台湾の同社とパソコンなどを用いて現場の映像を共有して行われ、販売はインターネットを活用するとのことです。

転用にかかる費用は、全額、自己資金で賄います。事業地は、北東部を砕石敷とし、搬出入用の車両置場とし、ほか一帯に赤土を40cmから50cm投入し、育苗用地とします。赤土は、市の土砂条例に基づき、環境政策課の指導のもと土質検査を行い、許可を得たうえで搬入することとします。申請地の南側に市の水路がありますが、法面と水路の間に約30cmの平場を設けるため、法面の土が水路へ落ちる心配はありません。灌水は、申請地北側の市道に埋設された水道管から水を引き込み、水やりを行います。なお、申請代理人に対し、計画に沿った転用行為を確実に行うこと、他者へ事業譲渡しないことを強く求めたところ、「転売をしない約束のもと、この申請をしている」との回答でした。

結論として、申請地は、上渋垂町東部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 当日立会をされた岡田推進委員、ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員として意見等ございますか。

岡田推進委員 現状不耕作地ですので転用は仕方ないと思われま。

議長 ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。

14番赤坂委員。

14番 14番赤坂です。今回は農家資格がないため転用してヤシを植えるということですが、例えば3年後に採算が合わないので太陽光発電用地に変えるというのは素直に受け入れられるものですか。

主査 事業計画どおり事業を継続していただくというのが大前提となります。ただし、事業完了報告が出され、私どもが現地確認すると農地法の手から離れます。一度転用行為が実行され2、3年その通り使って、その後違うものに転用されると私どもからは指導できません。

ただし、必要があると認めて許可をするわけなので、その事業者から再び違うところでヤシを育てたいという話が来てもそれは違うんじゃないですかと

ということで申請は受けられないかと思われます。

次長 事業計画どおりに事業がなされたかどうかという点が重要かと考えます。初めからヤシの木が植わっていないと事業計画どおりにやっていないという話になるかと思われます。大半はそういうことをやって、採算が合わないのでやめるといふのも出て来るかもしれませんが、基本的には目的に沿った事業をどれだけやったのかで判断することになりますので、そのような時には相談させていただきたいと考えております。

1 4 番 この地区周辺ではとある問題案件の業者が太陽光発電等をやっている地域なので、もしかしたらこの辺だったらばという意図も見え隠れします。

議長 ここで暫時休憩とします。

【午前10時35分 休憩】

議長 それでは、会議を再開します。

【午前10時36分 再開】

議長 他に意見はありますか。

【意見なし】

議長 それでは本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号 3番はそのように決定いたしました。

続いて、4番から17番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、4番から17番はそのように決定いたしました。

ここで先に議案第3号 足利農業振興地域整備計画の変更(案)に係る市長からの協議についてを議題といたします。

市当局の説明を求めます。

農政課主幹 1件目は、あがた駅北産業団地の開発に伴う農振除外についてです。

本案件は、(仮称)あがた駅北産業団地の開発に伴い、農業振興地域から市街化区域へ編入するにあたり、その前段として農業振興地域内農用地区域から除外するものです。申出地は県町10番2ほか141筆で、合計面積は約17haです。位置図については次のページをご覧ください。位置図上に記載のあるアクセス道路については、今回の農振除外申出地に含まれておりません。道路完成後、令和5年度に予定しています足利農業振興地域整備計画の見直しに併せて除外いたします。

2件目は、あがた駅南産業団地の開発に伴う農振除外です。当該地は、平成28年4月に農業振興地域から市街化区域へ編入されています。しかしながら、本来、市街化区域へ編入する際に併せて行うべき農用地からの除外手続きが未了であったため、改めて農振農用地からの除外を行うものです。こちらに

についてはすでに市街化区域へ編入が完了していることから、説明は割愛させていただきます。

説明は以上になります。

議長 すみません、初めての方もいらっしゃるかと思われるので、そもそも除外手続きとは何か簡単に御説明いただけますか。

次長 農振除外手続きについて改めてご説明申し上げます。農業振興地域は栃木県知事が決めます。農振農用地いわゆる青地については市長が決めます。南部の御厨田んぼはほとんどが青地になっていますが、この青地を工場など農地以外に使う場合は農振除外の手続きが必要になります。青地からいわゆる白地へ変えるという手続きになります。また広さによって、県との協議、国との協議が必要で、この面積ですと農林調整という国との協議が必要になります。除外後市街化区域に編入します。そうすると農業委員会では農地転用届出だけで済むようになります。以上のような流れになります。

議長 青地を開発する際はまず農振除外の手続きが必要であるということですね。それでは本件について、意見を求めます。

10番星野委員。

10番 10番星野です。地図を見ると鉄塔があり、それに送電線が架かっているようなのですが、この下の農地はどうなるのですか。

議長 この地区は鉄塔を建てる時に先にお金をもらっているようです。

10番 わかりました。

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号はそのように承認いたしました。

ここで農政課職員の退席となります。

【午前10時53分 退席】

議長 続いて議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 ご説明いたします。今回は令和2年8月31日公告分であります。

それでは、議案書の15ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定、利用権設定が、27件で面積58,755㎡です。続きまして所有権移転ですが、3件で面積4,228㎡です。この所有権移転は農地法ではなく農業経営基盤強化促進法という法律に基づき、総会で承認された後公民館等で告示をして有効となるものです。また、登記をすべて市役所で行いますので、登記代がかかりません。どうぞご活用をお願いします。まず、貸借権設定についてですが、詳細が16ページから22ページに記載されておりますのでご覧ください。続きまして、所有権移転ですが、23ページをご覧ください。

1番、申請地は里矢場町地内の田、面積1,332㎡、売買価格は13万円、

引渡時期は令和2年8月31日です。

続きまして2番、申請地は上渋垂町地内の田、面積937㎡外1筆計2,665㎡、売買価格は104万円、引渡時期は令和2年8月31日です。

続きまして3番、申請地は百頭町地内の田、面積231㎡、売買価格は7万円、引渡時期は令和2年8月31日です。

いずれも審議の後、承認をいただきましたら、8月31日付で公告の手続きを行います。以上よろしくご審議をお願いいたします。

本件は先に貸借権設定の1番から5番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、5番 清水委員の退席を求めます。

【午前10時55分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号 貸借権設定の1番から5番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、清水委員の出席を求めます。

【午前10時56分 出席】

議長 続いて6番から27番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

6番岡村委員。

6番 岡村です。●●さん、という方が複数、上程されていますが、この方は、亡くなったおじいちゃんの後を引き継いで営農をされており、技術や知識も不足しているので、いろいろな面でアドバイスをしています。現状、あちこちの畦畔が荒れており、本人に、「こうしたほうが良い」などの言葉をかけていますが、改善には時間がかかると思われます。皆さんも、目に触れた際に「これはいかがなものか」と思うことがあるかもしれませんが、新しい芽であり、地域の担い手として健全に成長してもらいたい面がございますので、皆さんにはもう少し時間をいただければと思います。

議長 岡村委員からの話にもありましたが、田が荒れているという苦情が出ている中で、許可しないでくれ、というのではなく、地域の中で頑張っているの、見かけた場合は指導の援助をしてほしい、ということです。また、利用権の申し込み用紙を委員会事務局の窓口へ直接持って来た時は、事務局においても、言葉をかけてほしい、という要望です。

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、6番から27番はそのように決定いたしました。

続いて、所有権移転の1番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、2番 桐生委員の退席を求めます。

【午前10時57分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、所有権移転の1番はそのように決定いたしました。ここで、関連事案の審議が終了しましたので、桐生委員の出席を求めます。

【午前10時58分 出席】

議長 続いて、所有権移転の2番及び3番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、所有権移転の2番及び3番はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹 報告事項 非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

1番、申請地は寺岡町地内の畑、現況 宅地、面積466㎡外1筆、計501㎡、願出の理由は、昭和47年に建築した工場の焼失後、平成4年4月頃に工場を新築し、工場の一部として利用しているで、受付の日付は令和2年8月3日、処理の日付は同じく令和2年8月7日です。現地確認は事務局と赤坂委員で行っております。

以上報告いたします。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、7月28日に開催された常設審議委員会において許可相当との答申を得、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第3回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午前11時01分 閉会】

この会議のてん末は、書記 齋藤玲子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月 日

足利市農業委員会

2番委員

12番委員